

昭和三十三年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

号外

昭和三十年六月十四日

○第二十二回衆議院會議録第二十八号

昭和三十年六月十四日(火曜日)

議事日程 第二十七号

昭和三十年六月十四日

午後一時開議

一 地方財政再建促進特別措置法案(内閣提出)の趣旨説明
二 恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

第一 補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案中修正の件(内閣提出)(附法第五〇号)
第二 地方税法の一部を改正する法律案中修正の件(内閣提出)
第三 厚生省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
第四 総理府設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
第五 労働省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
第六 外務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
第七 法務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
第八 文部省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
第九 運輸省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十 農林省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
第十一 大蔵省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
第十二 国の援助等を必要とする帰国者に関する領事官の職務等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

●本日の会議に付した案件

日程第一 補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案中修正の件(内閣提出)(附法第五〇号)
日程第二 地方税法の一部を改正する法律案中修正の件(内閣提出)
日程第三 厚生省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
日程第四 総理府設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
日程第五 労働省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
日程第六 外務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
日程第七 法務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
日程第八 文部省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
日程第九 運輸省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第十 農林省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
日程第十一 大蔵省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
日程第十二 国の援助等を必要とする帰国者に関する領事官の職務等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
入場手続法の一部を改正する法律案(内閣提出)
水防法の一部を改正する法律案(内閣提出)
地方財政再建促進特別措置法案(内閣提出)の趣旨説明及びこれに対する質疑

午後一時三十八分開議
○副議長(杉山元治郎君) これより会議を開きます。

第一 補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案中修正の件(内閣提出)(附法第五〇号)
○副議長(杉山元治郎君) 日程第一、補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案中修正の件を議題といたします。
本件を承諾するに御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(杉山元治郎君) 御異議なしと認めます。よつて承諾するに決しました。
第二 地方税法の一部を改正する法律案中修正の件(内閣提出)
○副議長(杉山元治郎君) 日程第二、地方税法の一部を改正する法律案中修正の件を議題といたします。
本件を承諾するに御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(杉山元治郎君) 御異議なしと認めます。よつて承諾するに決しました。
第三 厚生省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
第四 総理府設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
第五 労働省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
第六 外務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第七 法務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
第八 文部省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
第九 運輸省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
第十 農林省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
第十一 大蔵省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
○副議長(杉山元治郎君) 日程第三、厚生省設置法の一部を改正する法律案、日程第四、総理府設置法の一部を改正する法律案、日程第五、労働省設置法の一部を改正する法律案、日程第六、外務省設置法の一部を改正する法律案、日程第七、法務省設置法の一部を改正する法律案、日程第八、文部省設置法の一部を改正する法律案、日程第九、運輸省設置法の一部を改正する法律案、日程第十、農林省設置法の一部を改正する法律案、日程第十一、大蔵省設置法の一部を改正する法律案、右九案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。内閣委員長宮澤胤男君。

第七 法務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
第八 文部省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
第九 運輸省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
第十 農林省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
第十一 大蔵省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
○副議長(杉山元治郎君) 日程第三、厚生省設置法の一部を改正する法律案、日程第四、総理府設置法の一部を改正する法律案、日程第五、労働省設置法の一部を改正する法律案、日程第六、外務省設置法の一部を改正する法律案、日程第七、法務省設置法の一部を改正する法律案、日程第八、文部省設置法の一部を改正する法律案、日程第九、運輸省設置法の一部を改正する法律案、日程第十、農林省設置法の一部を改正する法律案、日程第十一、大蔵省設置法の一部を改正する法律案、右九案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。内閣委員長宮澤胤男君。

厚生省設置法の一部を改正する法律案
厚生省設置法の一部を改正する法律案(昭和二十四年法律第一百五十一号)の一部を次のように改正する。
第五十二条第二号の二(以下「指定市」といふ。)を削り、同条中第二十七号の三を削り、第二十七号の四を第二十七号の三とし、第六十六号を第六十七号とし、第六十五号の次に次の一号を加える。

昭和三十年六月十四日 衆議院會議録第二十八号

補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案中修正の件、厚生省設置法の一部を改正する法律案外八案

昭和三十年六月十四日 衆議院會議第二十八号 厚生省設置法の一部を改正する法律案外八案

六十六 市掌事務に係る賠償及び国際協力に関する事務を行うこと。

第十五条中「援護所」を「未開調査部」に改める。

第十八条第一項を次のように改める。

国立栄養研究所は、次に掲げる事務をつかさどる機関とする。

一 国民の栄養その他生活の調査研究を行うこと。

二 食品の栄養生理的試験を行うこと。

三 栄養改善法第十二条の規定による許可を行うについて必要な食品の試験及び同法第十六条の規定により収去された特殊栄養食品の試験を行うこと。

第二十二条第五項を次のように改める。

国立栄養研究所に、看護婦及び准看護婦の養成所を附置することができ、養成所に關し必要な事項は、厚生省令で定める。

第二十四条第一項に次のただし書を加える。

ただし、第十八条第一項第二号及び第三号に掲げる事務を除く。

第二十八条を削り、第二十八条の二を第二十八条とする。

第三十五条の表中「香川縣仲多度郡普通寺町」を「普通寺市」に改める。

第三十九条の六第二項の表中「香川縣普通寺町」を「普通寺市」に改める。

第三十九条の九の表を次のように改める。

名 称	位 置	管 轄 区 域
横須賀地方復興部	横須賀市	北海道 青森縣 岩手縣 宮城縣 秋田縣 山形縣 福島縣 茨城縣 栃木縣 群馬縣 埼玉縣 千葉縣 東京都 神奈川縣 新潟縣 富山縣 石川縣 福井縣 山梨縣 長野縣 静岡縣 滋賀縣 京都府 愛知縣 岐阜縣 三重縣 大阪府 兵庫縣 奈良縣 和歌山縣 鳥取縣 島根縣 岡山縣 広島縣 山口縣 徳島縣 香川縣 愛媛縣 高知縣 福岡縣 佐賀縣 長崎縣 熊本縣 大分縣 宮崎縣 鹿児島縣 鹿兒島縣
佐世保地方復興部	佐世保市	徳島縣 香川縣 愛媛縣 高知縣 福岡縣 佐賀縣 長崎縣 熊本縣 大分縣 宮崎縣 鹿児島縣 鹿兒島縣
呉地方復興部	呉 市	愛知縣 岐阜縣 三重縣 大阪府 兵庫縣 奈良縣 和歌山縣 鳥取縣 島根縣 岡山縣 広島縣 山口縣 徳島縣 香川縣 愛媛縣 高知縣 福岡縣 佐賀縣 長崎縣 熊本縣 大分縣 宮崎縣 鹿児島縣 鹿兒島縣

附 則
この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三十九条の九の改正規定は、昭和三十年七月一日から施行する。

「報告書は会議録追録に掲載」

総理府設置法の一部を改正する法律案

総理府設置法の一部を改正する法律案

総理府設置法（昭和二十四年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

第十条中「南方連絡事務局」を「南方連絡事務局」に改める。

第十三条を削り、第十四条を第十三条とし、同条の次に次の一条を加える。

（航空技術研究所）
第十四条 航空技術研究所は、航空技術の向上を図るため必要な研究及び試験並びに調査、次の各号に掲げるものを行い、あわせて、その施設及び設備を関係各行政機

關の共用に供する機関とする。

一 研究又は試験のため必要な施設及び設備を関係各行政機関に重複して設置することが、多額の経費を要するため適当でないとして認められる場合における、その施設及び設備を必要とする研究及び試験

二 委託に応じて行前号の施設及び設備を必要とする研究及び試験

三 前各号の研究及び試験に伴う技術的調査

四 航空技術研究所の施設及び設備は、航空技術の向上を図るため特に必要であると認められるときに限り、国の行政機関でないものに使用させることができる。

五 航空技術研究所は、東京都に置く。

- 1 航空技術研究所の内部組織は、総理府令で定める。
- 2 航空技術研究所の施設及び設備は、航空技術の向上を図るため特に必要であると認められるときに限り、国の行政機関でないものに使用させることができる。
- 3 航空技術研究所は、東京都に置く。
- 4 航空技術研究所の内部組織は、総理府令で定める。

第十五条第一項の表中

奄美群島復興審議会

奄美群島復興審議会

奄美群島復興審議会

奄美群島復興審議会

奄美群島復興審議会

奄美群島復興審議会

奄美群島復興審議会

奄美群島復興審議会

奄美群島復興審議会

奄美群島復興審議会

奄美群島復興審議会

奄美群島復興審議会

奄美群島復興審議会

奄美群島復興審議会

奄美群島復興審議会

奄美群島復興審議会

奄美群島復興審議会

奄美群島復興審議会

奄美群島復興審議会

奄美群島復興審議会

奄美群島復興特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）の規定によりその権限に賦せしめられた事項を行うこと。

奄美群島復興特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）の規定によりその権限に賦せしめられた事項を行うこと。

奄美群島復興特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）の規定によりその権限に賦せしめられた事項を行うこと。

奄美群島復興特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）の規定によりその権限に賦せしめられた事項を行うこと。

奄美群島復興特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）の規定によりその権限に賦せしめられた事項を行うこと。

奄美群島復興特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）の規定によりその権限に賦せしめられた事項を行うこと。

奄美群島復興特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）の規定によりその権限に賦せしめられた事項を行うこと。

奄美群島復興特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）の規定によりその権限に賦せしめられた事項を行うこと。

奄美群島復興特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）の規定によりその権限に賦せしめられた事項を行うこと。

奄美群島復興特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）の規定によりその権限に賦せしめられた事項を行うこと。

奄美群島復興特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）の規定によりその権限に賦せしめられた事項を行うこと。

奄美群島復興特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）の規定によりその権限に賦せしめられた事項を行うこと。

奄美群島復興特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）の規定によりその権限に賦せしめられた事項を行うこと。

奄美群島復興特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）の規定によりその権限に賦せしめられた事項を行うこと。

奄美群島復興特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）の規定によりその権限に賦せしめられた事項を行うこと。

別表第二中
労働省
大臣官房
労働統計調査部
失業対策部
を
労働省
大臣官房
職業安定局

附則

この法律の施行期日は、公布の日から起算して六十日をこえない範囲内において政令で定める。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

外務省設置法の一部を改正する法律案

外務省設置法の一部を改正する法律案

外務省設置法(昭和二十六年法律第二百八十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十三条」を「第十三条の二」に改める。

第五条中「左の六局を」次の七局に、「情報文化局」を「移住局」に改め、同条に次の一項を加える。

2 アジア局に賠償部を置く。

第八条中第六号を第七号とし、第四号及び第五号を一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 賠償及びこれに伴う経済協力に関する条約その他の国際約束の実施に関すること。

第八条に次の一項を加える。

2 賠償部においては、前項第四号の事務をつかさどる。

第九条第四号を削る。

第十二条第二号中「国際約束」を「国際約束(第八条第一項第四号の国際約束を除く。)」に改める。

第二章第一節中第十三条の次に次の一条を加える。

(移住の事務)

第十三条の二 移住局においては、次の事務をつかさどる。

一 海外移住に関する事務処理のための企画立案に関すること。

二 海外移住に因りあつせん、保護、促進その他の必要な措置をとること。

三 海外移住に関する関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。

四 旅券の発給その他海外渡航に因り必要な措置をとること。

五 査証に関すること。

第十四条中「神戸移住あつせん所」を「移住あつせん所」に改める。

第十五条の二を次のように改める。

(移住あつせん所)

第十五条の二 移住あつせん所は、外国に移住しようとする者に対し、移住に必要な教養を授け、及び渡航に必要な手続をあつせんする機関とする。

別表第二中

法務省 大臣官房 経理部

を

法務省 大臣官房 経理部

に改め

〔報告書は会議録追録に掲載〕

法務省設置法の一部を改正する法律案

法務省設置法の一部を改正する法律案

法務省設置法(昭和二十二年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

別表九中横濱入国者収容所の項を削り、大村入国者収容所の項の次に次の一項を加える。

2 移住あつせん所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名	称	位	置
神戸移住あつせん所	神戸市		
横濱移住あつせん所	横濱市		

3 移住あつせん所に、所長を置く。

4 所長は、所務を掌理する。

5 前各項に規定するものを除くほか、移住あつせん所に因り必要な事項は、外務省令で定める。

第二十二條第二項中「在外公館を」(在外公館の種類)に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

別表十一中

大府入国管理事務所 大阪府 大府入国管理事務所 大阪府 大府入国管理事務所 大阪府
--

を

大府入国管理事務所 大阪府 大府入国管理事務所 大阪府 大府入国管理事務所 大阪府
--

に改め

川崎入国者収容所 川崎市

別表十中名古屋入国管理事務所の項の次に次の一項を加え、神戸入国管理事務所の項中「大阪府 京都府」及び「奈良県 滋賀県 和歌山県」を削る。

大府入国管理事務所 大阪府 大府入国管理事務所 大阪府 大府入国管理事務所 大阪府	大府入国管理事務所 大阪府 大府入国管理事務所 大阪府 大府入国管理事務所 大阪府
--	--

別表十福岡入国管理事務所の項中「長崎県の内上郡、下県郡及び佐岐郡」を「長崎県」に改め、大村入国管理事務所の項を削る。

別表十一中仙台入国管理事務所塩釜港出張所の項及び名古屋入国管理事務所所出張出張所の項を削る。

別表十一中名古屋入国管理事務所所伏木富山出張所の項の次に次の二項を加え、神戸入国管理事務所大阪出張所の項、神戸入国管理事務所下津港出張所の項及び神戸入国管理事務所所舞鶴港出張所の項を削る。

大府入国管理事務所
大阪府
大府入国管理事務所
大阪府
大府入国管理事務所
大阪府

大府入国管理事務所
大阪府
大府入国管理事務所
大阪府
大府入国管理事務所
大阪府

大府入国管理事務所
大阪府
大府入国管理事務所
大阪府
大府入国管理事務所
大阪府

別表十一中下関入国管理事務所広島港出張所の項の次に次の二項を加える。

別表十一中福岡入国管理事務所唐津港出張所の項の次に次の三項を加え、大村入国管理事務所長崎港出張所の項及び大村入国管理事務所佐世保港出張所の項を削る。

別表十一中福岡入国管理事務所唐津港出張所の項の次に次の三項を加え、大村入国管理事務所長崎港出張所の項及び大村入国管理事務所佐世保港出張所の項を削る。

別表十一中福岡入国管理事務所唐津港出張所の項の次に次の三項を加え、大村入国管理事務所長崎港出張所の項及び大村入国管理事務所佐世保港出張所の項を削る。

別表十一中福岡入国管理事務所唐津港出張所の項の次に次の三項を加え、大村入国管理事務所長崎港出張所の項及び大村入国管理事務所佐世保港出張所の項を削る。

別表十一中福岡入国管理事務所唐津港出張所の項の次に次の三項を加え、大村入国管理事務所長崎港出張所の項及び大村入国管理事務所佐世保港出張所の項を削る。

別表十一中福岡入国管理事務所唐津港出張所の項の次に次の三項を加え、大村入国管理事務所長崎港出張所の項及び大村入国管理事務所佐世保港出張所の項を削る。

別表十一中福岡入国管理事務所唐津港出張所の項の次に次の三項を加え、大村入国管理事務所長崎港出張所の項及び大村入国管理事務所佐世保港出張所の項を削る。

別表十一中福岡入国管理事務所唐津港出張所の項の次に次の三項を加え、大村入国管理事務所長崎港出張所の項及び大村入国管理事務所佐世保港出張所の項を削る。

附則

この法律は、公布の日から施行する。ただし、別表九の改正規定は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

文部省設置法の一部を改正する法律案

文部省設置法の一部を改正する法律案

文部省設置法(昭和二十四年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第二十五号の次に次の一号を加える。

二十五の二 所掌事務に係る賠償及び国際協力に関する事務を行うこと。

第十一条第六号の次に次の一号を加える。

六の二 文部省の所掌事務に係る賠償に関する事務を行うこと。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

運輸省設置法の一部を改正する法律案

運輸省設置法(昭和二十四年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

運輸省設置法(昭和二十四年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項中第十四号の十四を第十四号の十五とし、第十四号の十三を第十四号の十四とし、第十四号

第四十六号中「及」所掌事務に係る国際的供給が不足する物資等を削り、同条第十六号の二中、若しくは引渡又は所掌事務に係る国際的供給が不足する物資等の使用、譲渡、譲受若しくは引渡を、又は引渡に改め、同条第十六号の三中、若しくは引渡又は所掌事務に係る国際的供給が不足する物資等の譲渡を、又は引渡に改める。

第七号第九号を次のように改める。

九 賠償及び国際協力に関する事務を総括すること。

第二十三条第二項の表の位置の欄中神戸市を「尼崎市」に改める。

第五十四条第二項中「米価審議会」を「前各号に規定するものの外、米価審議会」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の三項を加える。

2 米価審議会は、委員二十五人以上で組織する。

3 専門の事項を調査するため必要があるときは、米価審議会に専門委員を置くことができる。

4 委員及び専門委員は、米価審議会の所掌事務に關し学識経験のある者のうちから、農林大臣が任命する。

第五十九条中「第四十一条第一号から第十六号の三まで」を「第四十一条第一号から第十五号の二まで」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行の際、現に米価審議会の委員又は専門委員である者は、改正後の農林省設置法第五

十四条第四項の規定により任命されたものとする。

3 水産庁設置法(昭和二十三年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

第二十条第十二号中「第四十一条第一号から第十六号まで」を「第四十一条第一号から第十五号の二まで、第十六号の五」に改める。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

大蔵省設置法の一部を改正する法律案

大蔵省設置法の一部を改正する法律案

東京税関	東京都
横濱税関	神奈川県
横濱税関	横浜市
横濱税関	品川区
横濱税関	磯子区
横濱税関	宮崎県
横濱税関	宮崎県
横濱税関	宮崎県
横濱税関	宮崎県
横濱税関	宮崎県

第二十五条第二項中「東京税関及び横濱税関」を「東京税関及び横濱税関」に改める。

附則

この法律は、昭和三十年八月一日から施行する。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔宮澤虎雄君登壇〕

○宮澤虎雄君 たいだいま議題となりまして九つの法律案につきまして、内閣委員会における審議の経過並びに結果を簡単に御報告申し上げます。

まず各法律案の要旨について申し上げます。厚生省設置法の一部を改正する法律案につきましては、国民栄

典の向上をはかるため、国立栄養研究所の所掌事務を拡充いたしました。食品の栄養効果につき委託試験を行い得ることとする。労働省設置法の一部を改正する法律案につきましては、わが国最近の失業事情にかんがみまして、失業対策を強力に推進するため職業安定局の失業対策課を拡充強化いたしました。これを失業対策部に昇格することでありま

大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第十條第十一号中「並びに輸出入の規制」を削る。

第十三条第五号中「管理すること」を「管理し、及び金の輸出入を規制すること」に改める。

第二十三条各号列記以外の部分中、第十條第十一号を削る。

第二十三条第二号中「及び貴金属」を削る。

第二十四条の表東京税関及び横濱税関の項を次のように改める。

東京税関	東京都
横濱税関	神奈川県
横濱税関	横浜市
横濱税関	品川区
横濱税関	磯子区
横濱税関	宮崎県
横濱税関	宮崎県
横濱税関	宮崎県
横濱税関	宮崎県
横濱税関	宮崎県

国立栄養研究所に看護婦及び準看護婦の養成所を付設すること、引き揚げ援護及び復興関係事務の減少に伴いまして援護所及び舞鶴地方復興部を廃止いたすこと等でありま

次に総理府設置法の一部を改正する法律案におきましては、航空技術の向上をはかるための研究機関として航空技術研究所、及び海外移住政策に関する重要事項を審議するため海外移住審議会を設置し、これらを総理府の付属機関のうちに加えようとするものでありま

労働省設置法等の一部を改正する法律案におきましては、わが国最近の失業事情にかんがみまして、失業対策を強力に推進するため職業安定局の失業対策課を拡充強化いたしました。これを失業対策部に昇格することでありま

外務省設置法の一部を改正する法律案におきましては、本邦人の海外移住を一層促進するため、外務本省に移住局を新設するとともに、出先機関として横浜移住あっせん所を新設すること、ビルバオの賠償関係事務を円滑に遂行するため、アジア局に賠償部を新設すること等でありま

次に法務省設置法の一部を改正する法律案は、入国管理局関係の出先機関に關する改正でありまして、横浜入国者収容所を廃止して川崎市に新設すること、大阪入国管理事務所を設け、こと、大阪、京都ほか三県をその管轄区域とする、及び大村入国管理事務所を廃止して、その管轄区域を福岡入国管理事務所に移すこと等でありま

文部省設置法の一部を改正する法律案におきましては、賠償関係事務の増加に伴いまして、文部省の権限のうち賠償及び国際協力に關する事務を明らかにすることでありま

なお、厚生省、運輸省及び農林省の各設置法の一部を改正する法律案におきましては、賠償及び国際協力に關する事務につきそれぞれ規定を設けておるのであります。

運輸省設置法の一部を改正する法律案におきましては、海技専門学院の所在地を神戸市から神戸市に移すこと、現在の港務整備審議会を港務審議会に改め、新たに重要港の港務施設の建設改良等、港務の開発に關する計画について調査審議するものとすること、また、最近の都市周辺の交通事情にかんがみまして、都市交通の根本的な計画を調査審議する都市交通審議会を設けること等でありま

次に農林省設置法の一部を改正する法律案におきましては、敷地等の関係上、神戸肥料検査所を神戸市から尼崎市に移すこと、従来政令をもって定められておりました米価審議会につき、主要な規定は法律で定めるとし、委員及び専門委員の任命は、食糧庁長官が行なうておりましたのを、農林大臣が行うこととする等でありま

大蔵省設置法の一部を改正する法律案は、税関行政の適正円滑な運営をはかるため、横浜税関の管轄区域の一部を東京税関に移すとともに、東京税関に鑑査部を設置すること等を内容とするものであります。

以上申し上げました各法律案は、去る四月二十五日以来六月三日までの間に相次いで当委員会に付託せられ、それぞれ政府から説明を聴取いたし、各委員より熱心な質疑がなされたのであります。何とぞ委員会の決議によつてごらんを願ひます。

かくて、六月十一日、以上九つの法律案を一括議題とし、討論を省略、採決の結果、全会一致をもって原案の通り可決いたしました。

以上、概要を御報告申し上げます。

○副議長(杉山元治郎君) 九案を一括して採決いたします。九案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○副議長(杉山元治郎君) 御異議なしと認めます。よつて九案は委員長報告の通り可決いたしました。

昭和三十年六月十四日 衆議院會議録第二十八号 厚生省設置法の一部を改正する法律案外八案

昭和三十年六月十四日 衆議院會議第二十八号 国の援助等を必要とする帰国者に関する法律の一部を改正する法律案 入場議手税法の一部を改正する法律案

第十二 国の援助等を必要とする
帰国者に関する領事官の職務等
に関する法律の一部を改正する
法律案(内閣提出)

○副議長(杉山元治郎君) 日程第十二、国の援助等を必要とする帰国者に関する領事官の職務等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。外務委員長植原悦二郎君。

国の援助等を必要とする帰国者に関する領事官の職務等に関する法律の一部を改正する法律案

国の援助等を必要とする帰国者に関する領事官の職務等に関する法律の一部を改正する法律案

第二條の見出しを「送還命令及び乗船地行旅費の貸付」に改め、同条に次の三項を加える。

2 領事官は、前項の規定により送還を命ずる場合には、帰国者に対し、外務大臣の承認を経て、当該船舶に乗船するまでの必要な旅費(以下「乗船地行旅費」といふ)を貸し付けることができる。

3 前項の規定により乗船地行旅費の貸付を受けようとする帰国者は、政令で定めるところにより、領事官に対し、乗船地行旅費の貸付を申請しなければならない。

4 第一項の規定において乗船地行旅費とは、帰国者の在留地(その者が居住する地域であつて、本邦

における市町村に準ずるもの)をいふ。以下同じ。又は外務大臣が指定する地から乗船地までの船賃、航空賃、鉄道賃、車賃並びに旅行中必要と認められる宿泊料及び食費で、帰国者が乗船地に到着するため必要な最低限度のものをいふ。帰国者が乗船のため当該在留地又は外務大臣が指定する地から出発するまでの間に、帰国者の生活又は医療処置のため必要であると認められる場合にあつては、帰国者のその間における生活費又は緊急を要する医療処置のため必要な最低限度の費用を含むものとす。

第三條第一項中「前条の下に」第一項を加へ、同条第三項中「領事官の駐在する国」を「帰国者の在留地又は外務大臣が指定する地」に、「当該国」を「当該在留地又は外務大臣が指定する地」に改める。

第五條を次のように改める。
(乗船地行旅費、帰国費及び帰郷費に対する利息)

第五條 乗船地行旅費、帰国費及び帰郷費には、利息を附さないことができる。

第六條の見出しを「乗船地行旅費、帰国費、送還費及び帰郷費の償還」に改め、同条第一項中「第三條の規定により」を削り、同項中「帰国費」を「乗船地行旅費及び帰国費」に改め、同条第二項中「第二條の下に」第一項を加へ、同条第四項及び第五項中「帰国費」を「乗船地行旅費、帰国費」に、「帰国者の配偶者又は扶養義務者」を「帰国者の配偶者又は扶養義務者」に改める。

に、同条第六項中「帰国費」を「乗船地行旅費、帰国費」に、同条第七項中「扶養義務者」を「配偶者若しくは扶養義務者」に改める。
第七條の見出しを「乗船地行旅費、帰国費、送還費又は帰郷費の償還請求権の整理」に、同条第一項中「第五項の規定により帰国費」を「第五項の規定により乗船地行旅費若しくは帰国費」に、「扶養義務者」を「配偶者若しくは扶養義務者」に、「帰国費若しくは」を「乗船地行旅費、帰国費若しくは」に、同条第二項中「帰国費」を「乗船地行旅費、帰国費」に改める。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

〔報告書は會議録追録に掲載〕
〔植原悦二郎君登壇〕
○植原悦二郎君 国の援助等を必要とする帰国者に関する領事官の職務等に関する法律の一部を改正する法律案に関する件につきまして、外務委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

この法律は、その実施以来一年九カ月となり、この間に法律の運営上二、三の不備の点が認められたので、所要の改正を行はんとするのがこの法案の目的であります。

第一、現行法律によれば、生活の困窮のため帰国を希望する日本国民、または、在留国の官憲から退去命令等を受けて帰国しなければならぬ日本国民に、帰国費を貸し付ける場合には、帰国者の在留地から本邦までの帰国費を貸し付けることができず、船長に対する送還命令により帰国者を送還する場合に、乗船地までの船車賃等を貸し付けることができない現状であるので、このような場合にも、帰国者が乗船するまでの費用をこれを貸し付け得ることにいたしましたことであります。

第二に、領事官は元來その管轄区域内の行政事務についてのみ職務を行うことになってゐるので、領事官の管轄区域外の地に帰国を援助する必要がある者がいる場合には、現行法律では帰国を援助することができないのであります。しかし、このような場合にも、より領事官が帰国を援助することができるようになつたのであります。

第三に、夫婦は、わが国の民法上、相互協力扶助の建前をとつておりますので、いずれか一方が国の援助等を受けて帰国した場合には、他の一方が返却能力があれば、一方が借りた帰国費等を他方が国や船会社に対し返済するのが妥当と認められます。よつて、帰国費等の償還義務者として新たに配偶者を加へるようになつたこと等であります。

この法律案は、五月二十三日内閣から国会に提出され、同日本委員会に付託されましたので、六月一日及び十一日會議を開き、政府當局の説明を聞き、質疑を行いました。その詳細については委員会の記録に譲ることといたします。

〔副議長退席、議長着席〕
続いて討論を省略し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案の通り可決せられました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)
○議長(金谷秀次君) 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。
〔異議なしと叫ぶ者あり〕
○議長(金谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

入場議手税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○長谷川四郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、内閣提出、入場議手税法の一部を改正する法律案を議題とし、この際委員長長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(金谷秀次君) 長谷川君の動議に御異議ありませんか。
〔異議なしと叫ぶ者あり〕
○議長(金谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。よつて日程は追加せられました。

入場議手税法の一部を改正する法律案

入場議手税法の一部を改正する法律案

入場議手税法(昭和二十九年法律第百二号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項の表を次のように改める。

入場議手税法の一部を改正する法律案

入場議手税法の一部を改正する法律案

入場議手税法の一部を改正する法律案

入場議手税法の一部を改正する法律案

入場議手税法の一部を改正する法律案

入場議手税法の一部を改正する法律案

入場議手税法の一部を改正する法律案

入場議手税法の一部を改正する法律案

譲与時期	譲与時期ごとと譲与すべき額
七月	前年度三月における同月において収納すべき入場税の収入額の見込額と同月において収納した入場税の収入額との差額を四月から六月までの間の収納にかかる入場税の収入額に加算し、又はこれから減額した額の十分の九に相当する額
十月	七月から九月までの間の収納にかかる入場税の収入額の十分の九に相当する額
一月	十月から十二月までの間の収納にかかる入場税の収入額の十分の九に相当する額
三月	一月及び二月における収納にかかる入場税の収入額と三月において収納すべき入場税の収入額の見込額との合算額の十分の九に相当する額

附則第四項を削り、附則第五項を附則第四項とする。

附 則

1 この法律は、昭和三十年七月一日から施行し、昭和三十年度分の入場譲与税から適用する。

2 昭和三十年度限り、改正後の入場譲与税法第一条中「入場税の収入額の十分の九」とあるのは、「入場税の収入額」と読み替へるものとする。

3 昭和三十年度限り、改正後の入場譲与税法第三条第一項の表は、次の表のとおり読み替へるものとする。

譲与時期	譲与時期ごとと譲与すべき額
七月	四月から六月までの間の収納にかかる当該年度の入場税の収入額に相当する額から入場譲与税法の一部を改正する法律(昭和三十年法律第 号)による改正前の入場譲与税法第三条第一項の規定により昭和三十年六月において譲与した額を控除した額
十月	七月から九月までの間の収納にかかる入場税の収入額に相当する額
一月	十月から十二月までの間の収納にかかる入場税の収入額に相当する額
三月	一月及び二月における収納にかかる入場税の収入額と三月以後において収納すべき当該年度の入場税の収入額の見込額との合算額に相当する額

昭和三十年六月十四日 衆議院會議第二十八号 水防法の一部を改正する法律案

4 昭和三十一年度限り、改正後の入場譲与税法第三条第一項の表の中「前年度三月における同月において収納すべき入場税の収入額の見込額」とあるのは、「前年度三月における同月以後において収納した入場税の収入額との差額を四月から六月までの間の収納にかかる入場税の収入額に加算し、又はこれから減額した額の十分の九に相当する額」とあるのは、「前年度三月における同月以後において収納した前年度の入場税の収入額との差額を四月から六月までの間の収納にかかる当該年度の入場税の収入額と十分の九に相当する額に加算し、又はこれから減額した額」と読み替へるものとする。

〔大矢倉三君登壇〕

○大矢倉三君 大い、議題となりました入場譲与税法の一部を改正する法律案について、地方行政委員会における審議の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

本案は、昨年入場税の国税移管に伴って第十九回国会で成立いたしました入場譲与税法の一部に改正を加え、国が収納して地方に譲与すべき入場譲与税額を、毎年三月分から翌年二月分までとなつてゐるのを、毎年四月分から翌年三月分までと改め、国が当該年度分の入場税として収入した額は、これをそのまま当該年度において入場譲与税として都道府県に譲与することとし、これに伴い、譲与の時期を七月、十月、一月及び三月と改めようとするものであります。なお、このほか、譲与額は、本法においては国が収納した額の十分の九に相当額となつてゐるのを、地方財政の現状にかんがみ、昭和三十一年度限り、入場税の収入額の全額を入場譲与税として譲与することを附則において定めようとするものであります。

本案は五月十六日本委員会に付託になり、同月十八日川島国務大臣の提案理由の説明があり、本委員会は慎重審議いたしました。本委員会の目的とするところは、本法制定の趣旨並びに地方財政の現状に照らし、もとより妥当であつて異論を見ず、よつて、本日質疑終了、討論を省略して採決に付した結果、全会一致本案は可決すべきものと決定された次第であります。

右、御報告申し上げます。(拍手)
○議長(金谷秀次君) 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。
○議員(金谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

水防法の一部を改正する法律案 (内閣提出)
○長谷川四郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、内閣提出、水防法の一部を改正する法律案を議題となし、この際委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(金谷秀次君) 長谷川君の動議に御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(金谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。水防法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。建設委員長内海安吉君。

水防法の一部を改正する法律案
水防法の一部を改正する法律案
水防法(昭和二十四年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五章 費用負担第三十二条、第三十三条」を「第五章 費用負担及び補助(第三十二条、第三十三条の二)」に改める。

第二条第五項中「水こら門」を「ダム又は水門若しくは閘門」に改め、同条に次の二項を加える。

6 この法律において「水こら門」とは、治水、防潮、灌漑その他の水位調節施設をいう。

7 この法律において「水防警報」とは、洪水又は高潮によつて災害が起るおそれがあるとき、水防を行ふ必要がある旨を警告して行ふ発表をいう。

第六条第二項中、扶助を削り、同条に次の一条を加える。

(公務災害補償)
第六条の二 水防団員又は水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは病氣にかかり、又は公務による負傷若しくは病氣により死亡し、若しくは障害となつたときは、当該水防団員又は水防団員の属する水防管理団体は、水害予防組合にあつては組合会の議決で、市町村組合又は市町村にあつては

昭和三十年六月十四日 衆議院會議第二十八号 水防法の一部を改正する法律案

条例で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

第十條の見出しを「洪水予報」に改め、同条中「中央氣象台長、管区氣象台長又は測候所長を中央氣象台に」、「氣象を氣象等」に、「虞がある」と認めるときは、「を」を「おそれがある」と認められるときは、「に」に改め、「報道機関の下に」(以下「報道機関」といふ)を加え、同条に次の二項を加える。

2 建設大臣は、二以上の都府県の区域にあたる河川又は流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものについて、洪水のおそれがあると認められるときは、中央氣象台と共同して、その状況を水位又は流量を示して関係都府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

3 前項の河川は、建設大臣が運輸大臣に協議して定める。

第十條の次に次の四條を加える。

(洪水予報の通知)

第十條の二 都道府県知事は、前条第一項又は第二項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び水防機管理者(軍水防等の管理者をいふ。以下同じ)に、その受けた通知に係る事項を通知しなければならない。

(水位の通報)

第十條の三 前条に規定する水防管理者又は水防機管理者は、洪水又は高潮のおそれがあることを自ら知り、又は前条の規定による通知を受けた場合において、軍水防等の受けた水位が都道府県知事の定める通報水位をこえるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、関係者に通報しなければならない。

(水防警報)

第十條の四 建設大臣は、洪水又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸について、都道府県知事は、建設大臣が指定した河川、湖沼又は海岸以外の河川、湖沼又は海岸で洪水又は高潮により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定したものであるについて、水防警報をしなければならない。

2 建設大臣は、前項の規定により水防警報をしたときは、直ちにその警報事項を関係都府県知事に通知しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定により水防警報をしたときは、又は前項の規定により通知を受けたときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、直ちにその警報事項又はその受けた通知に係る事項を関係水防管理者その他水防に關係のある機関に通知しなければならない。

4 建設大臣又は都道府県知事は、第一項の規定により河川、湖沼又は海岸を指定したときは、その旨を公示しなければならない。

(水防団及び消防団の出動)

第十條の五 水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が都道府県知事の定める警戒水位に達したときその他水防上必要があると認めるときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、水防団及び消防団を出動させ、又は出動の準備をさせなければならない。

第十六條第一項中「他の水防管理者、市町村長又は消防長を、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 第一項の規定による応援のため必要な費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとする。

4 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該応援を求めた水防管理団体と当該応援を求められた水防管理団体又は市町村とが協議して定める。

第二十條第二項中「日本発送電株式會社通信施設を」電気事業通信施設に改める。

第二十九條から第三十一條までを次のように改める。

第二十九條から第三十一條まで 削除。

第五章 費用負担を「第五章 費用の負担及び補助」に改める。

第三十二條の次に次の一條を加える。

(利益を受ける市町村の費用負担)

第三十二條の二 水防管理団体の水防によつて当該水防管理団体の区域の關係市町村以外の市町村が若

しく利益を受けるときは、前条の規定にかかわらず、当該水防に必要な費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。

2 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける市町村とが協議して定める。

3 前項の規定による協議が成立しないときは、水防管理団体又は市町村は、その区域の属する都道府県の知事にあつてを申請することとができる。

4 都道府県知事は、前項の規定による申請に基づいてあつてをしようとする場合において、当事者のうちその区域が他の都府県に属する水防管理団体又は市町村があるときは、当該他の都府県の知事と協議しなければならない。

第五章中第三十三條の次に次の一條を加える。

(費用の補助)

第三十三條の二 都道府県は、第三十二條の規定により水防管理団体が負担する費用について、当該水防管理団体に対して補助することができる。

2 国は、前項の規定により都道府県が水防管理団体に対して補助するときは、当該補助金額のうち、二以上の都府県の区域にあたる河川又は流域面積が大きい河川で洪水により国民経済に与える影響が重大なものを政令で定める水防施設の設置に係る金額の二分の一以内を、予算の範囲内において、当

該都府県に対して補助することができる。

3 前項の規定により国が都道府県に対して補助する金額は、当該水防施設の設置に要する費用の三分の一に相当する額以内とする。

第三十四條を次のように改める。

(第三十七條の規定により水防に従事した者に対する災害補償)

第三十四條 第三十七條の規定により水防に従事した者が水防に従事したことににより死亡し、負傷し、若しくは病氣にかかり、又は水防に従事したことによる負傷若しくは病氣により死亡し、若しくは廢疾となつたときは、当該水防管理団体は、水害予防組合に於ては組合員の議決で、市町村組合又は市町村にあつては条例で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

第三十四條の次に次の一條を加える。

(報告)

第三十四條の二 建設大臣は、水防管理者の所轄の下に水防に従事した者で当該水防に關し著しい功勞があると認められるものに對し、建設省令で定めるところにより、報賞を行うことができる。

第三十五條の次に次の一條を加える。

(勧告及び助言)

第三十五條の二 建設大臣は、都道府県又は水防管理団体に對し、都道府県知事は、都道府県の区域内における水防管理団体に對し、水防に

關し必要な勧告又は助言をすることができ、

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 気象業務法、昭和二十七年法律第六十五号の二の一部を次のように改正する。
第三十三条第一項及び第二項中「高潮及び波浪を」「高潮、波浪及び洪水」に改める。
第十四条の次に次の一条を加える。
第十四条の二 中央気象台は、政令の定めるところにより、気象、高潮及び洪水についての水防活動の利用に適用する予報及び警報をしなければならぬ。
- 3 中央気象台は、水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第三十三条第三項の規定により定められた河川について、建設大臣と共同して、水位又は流量を示して洪水についての水防活動の利用に適用する予報及び警報をしなければならぬ。
- 4 第二項の規定により中央気象台が建設大臣と共同して予報及び警報をする場合における建設大臣については、第十七条及び第二十三条の規定は、適用しない。

予報をする場合における建設大臣については、第十七条及び第二十三条の規定は、適用しない。

第十五条第一項中「又は前条第一項を、第十四条第一項又は前条第二項若しくは第二項に、高潮及び波浪を」「高潮、波浪及び洪水」に、「又は日本放送協会」を「日本放送協会、建設省又は都道府県」に改める。

第十七条第一項中「高潮又は波浪を」「高潮、波浪又は洪水」に改める。

第二十三条中「高潮及び波浪を」「高潮、波浪及び洪水」に改める。

第二十四条第一項中「高潮又は波浪を」「高潮、波浪又は洪水」に改める。

第三十七条中「高潮若しくは波浪を」「高潮、波浪若しくは洪水」に改める。

建設省設置法（昭和二十三年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

第三十三条第二号中「水防の」を「洪水予報及び水防警報に関する事務を管理し、水防の」に改める。

第十二条に次の一号を加える。

四 洪水予報及び水防警報の実施に関する事。

北海道開港法（昭和二十五年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項に次の一号を加える。

四 建設省の所掌に係る洪水予報及び水防警報の実施に関する事。

〔報告書は会議録に附録〕

〔内閣安古君登壇〕

○内閣安古君登壇 たい、議題となり、水防法の一部を改正する法律案につき、建設委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず本法案の提案の理由及び内容について申し上げます。第五回国会におきまして、水防制度を整備するため水防法が制定されたのでありますが、今回さらに水防活動の強化をはかるため、洪水予報、災害補償、費用の分担補助等の規定を整備せんとするものであります。すなわち、第一には、建設大臣は、重要な河川については、中央気象台と共同の責任において洪水予報を行うこと、第二には、水防団長または水防団員が公務により死傷した場合における公務災害補償制度を確立するとともに、一般住民が水防に従事してことにより死傷した場合に対する補償について所要の規定を整備したものと、第三には、現在予算措置のみでなされている水防費に対する補助を明確に法定すること等が、そのおもな点であります。

本法案は、去る六月六日日本委員会に付託せられて以来、数回にわたり審査いたしましたのでありますが、その詳細は会議録に譲ることいたします。

ついで討論に入りましたところ、自由党を代表して小林幹君、日本社会党を代表して小島幹君、労働党を代表して石野久男君よりそれぞれ発言があり、いずれも、本改正案は水防活動に対する一歩前進ではあるが、水防活動に要する資材、器具等に要する経費並びに

水防活動による災害補償に対する国庫補助の道が考慮せられていないのは、はなはだ遺憾である、この点に関しては次期国会においてぜひとも改正したいとの強い要望を付して賛成の意が述べられたのであります。

かくて、採決の結果、全会一致をもって原案の通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

右、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（金谷秀武君） 採決いたしました。本法案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○議長（金谷秀武君） 御異議なしと認め、よって本法案は委員長報告の通り可決いたしました。

一 地方財政再建促進特別措置法（案内閣提出）の趣旨説明

○議長（金谷秀武君） 地方財政再建促進特別措置法案の趣旨の説明を求めます。國務大臣川島正次郎君。

〔國務大臣川島正次郎君登壇〕

たい、地方財政は漸次窮乏を加え、昭和二十八年年度決算におきましては、道府県約八割、市の約七割、町村の約二割に達する千七百二十四団体が実質上の赤字決算を行なっている状況であり、昭和二十九年度におきましても、なお実質赤字額は増加せざるを得ない状況であります。これらの累積した赤字は地方団体の財政を圧迫し、ますます地方財政の苦境を招くようになっているのであります。政府は、この事態を打開す

ため、とりあえず、すでに生じた赤字の解消整理に重点を置くこととし、地方制度調査会の審議及び前年国会において継続審議になりました地方財政再建整備法案の趣旨にのっとり、赤字の整理を行うこととしたのであります。これが本法案を提案する理由であります。

次に、本法案の内容につきまして御説明申し上げます。

赤字地方団体の赤字の整理は、昭和二十九年年度において赤字を生じた地方団体が、その議会の議決に基き、財政再建計画を定め、自治庁長官の承認を得た場合において、財政再建計画の誠実な実行を条件として、特に歳入欠陥補てん債の発行を認めるという方法により行うこととしたのでありますが、このような方式による財政の再建を行うこととは赤字地方団体が自主的に決定することとしております。

まず財政再建計画であります。財政再建計画は、歳入欠陥補てん債の発行により過去に生じた赤字を一応たな上げし、自後における財政の計画的運営によつてその元利金を償還し、おおむね七年度以内に収支のバランスを回復することを目的として作成することとしたのであります。その樹立に当たっては、既定経費の節減、既存収入の確保に重点を置き、これによつてもなお財政再建計画が立たないときは、現行制度の枠内において租税の増収を以てすることとしたのであります。

この場合、歳入欠陥補てん債は、財政再建を行う団体、すなわち財政再建団体の実質赤字のうち必要額について認めるものとし、別に財政再建計画に基いて支払う退職金の支出に充てられた

昭和三十年六月十四日 衆議院会議録第二十八号 地方財政再建促進特別措置法案についての川島國務大臣の趣旨説明

昭和三十年六月十四日 衆議院會議録第二十八号 地方財政再建促進特別措置法案の趣旨説明に対する鈴木君の質疑

め地方債の発行を許すこととするとも、これらの地方債、いわゆる財政再建債のうち公債分については、年六分五厘をこえ年八分五厘に達するまでの部分について国が利子補給を行ふこととするほか、財政再建債の消化促進審議会を設け、公債分の消化について遺憾なきを期するとともに、右による公債償還はなるべくすみやかに政府資金に借りかへることとした。また、財政再建計画の円滑な実施を担保する等の見地から、財政再建団体における長と各種行政委員会、長と議会の関係等につきまして、若干の特例措置を設けることとした。また、すなわち、財政再建団体においては、他の法令の規定にかかわらず、部局等の数を減じ、あるいは長の部局の職員と委員会等の職員とを兼ねさせて、行政の簡素化をはかることができるものとし、また府県教育委員会と管下市町村教育委員会との間の調整措置を講じ、長は予算の調整については財政再建計画に従わなければならないものとするとともに、財政再建計画の策定及び実施に關して長の提案が根本的に議会の同意を得られない場合に、両者の間の意見の調整をはかるために必要な規定を設けることとした。また、財政の再建に長期を要する団体等については、その住民福祉の確保を考慮し、このような団体の行う国庫補助負担事業のうち一定のものについては地方負担軽減の道を開き、所要事業の施行に遺憾のないよう措置することとした。第四に、財政再建団体については、その財政再建に關し特に政府が赤字償

の引き受け、利子補給等各種の便宜を供与していることにかんがみ、財政再建団体が財政再建計画に反する財政運営を行つた場合に限り、これを是正するために、政府において必要な措置をとることができるとした。なお、赤字地方団体の中でも、その赤字額の小額のもの等におきましては、その意思により自主的に財政再建の措置をとる団体もあるものであります。これらの団体につきましても、せつかくの財政再建計画の達成を可能ならしめるよう各種の面において配慮する必要があるもので、昭和二十九年年度において赤字を生じた団体をも含め、赤字地方団体が自主的に財政再建を行つた場合には、繰入欠陥補てん金の発行、監督及び国庫補助負担事業についての特別規定を除き、財政再建団体に関する諸規定を準用することとした。

以上のほか、特に最近の地方財政状況にかんがみ、その窮状の打開に資するため、二般に地方団体は当分の間地方債をもつて退職金の支払い財源に充てることができるとするとともに、地方団体が国庫補助負担事業に対する寄付金等を支出することは、特殊の場合を除き、当分の間禁止することとする等の特別措置を講ずることとしたのであります。以上が本法案の内容の概略であります。何とぞ、慎重審議の上、本法案制定の趣旨に賛同せられ、すみやかに可決せられんことを希望いたします。(拍手)

地方財政再建促進特別措置法案(内閣提出)の趣旨説明に対する

○議長(金谷秀武君) ただいまの趣旨の説明に対する質疑に入ります。鈴木直人君。

○鈴木直人君(連立) 鈴木直人君、私は、自由党を代表いたしまして、今回提案せられた地方財政再建促進特別措置法案並びにこれに關連する三十七年度地方財政計画に關し、若干の質問をいたさんとするものであります。鳩山総理大臣初め一萬田大蔵大臣、川島自治庁長官の責任ある御答弁をお願いいたします。

地方財政は、今や、五百六十億になんなんとする莫大なる実質赤字を抱えて、政府の寸前にあるのであります。これがため、地方自治体は極度の現金不足に悩まされ、月々の俸給の支払いにすらその金策に窮し、一時しのぎのやりくりによつて辛うじて切り抜けているというのが偽らざる真相であります。昨日の毎日新聞の記事によりますと、今や全国各地の自治体において給料遅配が續出して、一日千秋の思いをもつて待つておる夏季手当すら、一カ月以上繰り下げたは分割支給のやむなきに至つてゐるものが續出しているのが実情であります。今後まかくのこさ状態のままにおいて推移するならば、おそらく近き将来において地方自治体はその機能を麻痺停頓するに至りまして、まことに憂慮すべき事態に立ち至るであらうと。地方財政の再建整備こそは何よりもまず解決しなければならぬ焦眉の急務でありまして、今回政府が法案を策定して地方財政の赤字解決に乗り出

しましたことは適切な措置であると思ふのであります。しかしながら、いよいよこの法案を検討いたしましたまゝに、その内容たるや全く不徹底なものであると。地方財政の根本的解決などにはほど遠いものであり、しかも、法案全体を通じて直感せられるところのものは、地方自治体をあたたい手をもつて育成強化しようというのではなく、むしろ地方自治体を金づかいの荒い率、緊治監督的な扱いにして、地方自治庁長官の完全なる監督支配のもとに置くといふ、あまりにも中央集權的な政治行政的な規定が終始一貫して、いさゝか感じを受けるのであります。しかも、国がいかなることをこの法案でしているかと申しますと、五十億の政府資金をただ貸し出すこと、五十億の公債の発行を許すこと、そして、その公債の利子には、先ほど大臣が言われたように、ただ二分の利子補給をする。これだけでありまして、六、七億の過去に赤字を解消するの、たしか政府資金はただの五十億にすぎないのであります。この五十億を、もつて六、七億に近づいてこの赤字を解消しようというのがこの案なのであります。しかも、五十億の政府資金は貸してやる、五十億の公債は許してやる、しかし今後七、八年間というものは、前記の台所整理を押しやるというものが、この内容であります。地方自治体側が、法案の内容を知りまして、これは血も涙もない仕打ちである、こう叫びまして、おそろしくこれは政治行政への移行を考えてゐるものであらうといふようなことを疑ひました。一斉に反響に立ち上りましたことも、これは法案を直感したてみまして、ゆえなまでにあらうと考へるのであります。そこで、私は、まず第一に自治庁長官に對し、お尋ねいたします。六、七億に近い赤字を解決するのに、わずか政府資金五十億、公債償還五十億をもつて、どういふふうにしてこれを切りかへるのか、その切りかへ方を具体的に、お教え願ひたいのであります。政府が真に六、七億の赤字を解消しようとするならば、少くとも百億ないし百五十億の政府資金をさらに必要とすると思ふのであります。自治庁長官のこれに對する意見をお聞かせたいのであります。

第二の質問は大蔵大臣に對するものであります。政府は、五十億のこの政府資金のほかは、五十億の公債償還をもつて、これを自治体において公債に借りて、それでやつて行つていくのであります。しかしながら、私は、この三十七年度は五十億の公債償還の消化といふのは困難であると思ふのであります。昨年、二百億の公債償還がありましたが、先般政府から出されました五月十五日現在の資料をもつて見ますと、わずか二百億のうち八十八億しか消化されてゐないのであります。あとの百十二億といふのは、まだ先月の十五日に消化が残つておるといふ状態なのであります。しかも、本年は、百五十億のこの再建債のほか、一般公債として二百三十億が予定されておるのであります。三、四十億といふもののがこの三十七年度におけるこの公債償還の割当になるのであります。この三百八十億といふものは、とうていこれは消化し切れないと思ふのであります。か、

第三は、地方債証券公庫を設立する意思があるかといふことを大蔵大臣にお聞きしたいのであります。前に申し上げました通り、地方自治体の地方債の消化の限度といふものは、もう満度に来ております。従つて、本年度三百八十億の消化といふものは困難であることは、先ほど申し上げた通りであることです。従つて、これが方法として、地方債証券公庫というやうなものを作りまして、国においてそれを出資し、地方団体も出資いたしましたので、さうして従来の繰越募集、市場募集というもので一掃になりました。この地方債を消化していくといふことが、今後地方自治体の財政運営上最も重要なものであると考へてのであります。この点については、大蔵大臣はこの地方債証券公庫といふものの設置に対しては反

があるならばこのように締められてもやむを得ないけれども、わずか五十億程度の政府資金でかくのごとく何年間も差し押えられるような結果になるならば、何とかして、できるならばこののを法律によらず自力更生をやっていきなさいというのが、地方自治体の大部分の意見である。現在におけるこの空気がであります。しかるに、この第二第四項に、もし自治体側がこの法律の適用を申し出でなければ自治庁長官は勧告することができるようにするのであります。そこで、長官にお聞きしたいのでありますが、この勧告といふものは、いかなる場合にやりますか、その勧告の効力をお聞きしたいのであります。

第五は三十年度の地方財政計画に於てはありますが、この三十年度の地においては、百四十億程度の赤字が出ることは必至であります。これは明らかなことに百四十億の赤字が出るというから、閣議において、それは国会に提出することができるといふことになつて、一夜に、自派の役員に命令して、数十億をこれに入れてしまふものにしたのであります。この百四十億といふのは、ほとんど中央

お聞きしておきましたのであります。最も近い機会において地方交付税率を引き上げる意思があるかどうかという点でありますが、過去における六百億に及ぶこの赤字、また本年起るであろうというの百四十億の歳入不足の原因というものは、もちろん地方自治体の財政運営の不幸なわけで責任の一半はありますけれども、根本的な原因というものは地方交付税の税率が国税三税の約二・二％という低い税率にあることは明らかなのでありますから、昨年の国会におきましたとき、この衆議院におきましては満場一致をもって二・五％という決議をいたしましたのであります。が、不幸にして参議院において二・〇％に修正されたために、今日に至っておりますのであります。もし昨年二・五％であるならば、その額は百八十九億でありますから、そのインチキな財政計画を出す必要はなかったと思うのであります。そこで、鳩山総理大臣にお聞きます。そこで、鳩山総理大臣にお聞き

○國務大臣(鳩山一郎) ただいまの
質問に対してお答えいたしました。地方
交付税は軽々しく変更すべきものでは
ないと思います。従つて、近い将来に
おいてこれを変更する意思はございま
せん。(拍手)

〔国務大臣一萬田尚登君登壇〕
○國務大臣(一萬田尚登) 今度地方
の赤字の解消に百五十億の地方債が出
るのであります。これについてどう考
へるかという御質問でありましたが、
これは現在すでにいろいろ借入金にな
つてゐるのです。ですから、これを一
応地方債の形に変へまして、そして来
年にたゞりまして資金運用部資金で
肩がわりする、こういうことでありま
すから、これはもう消化することは明
白であります。もう少しで貸してある
金、それがたゞりなつて、来年は肩が
わりして現金になる、こういう形であ
ります。これは消化することは確実と
思ふ。そして、一方また公債賣が二
百三十億ございます。これについての
金の問題はあります。しかし、今後の
金融市場を考へます場合に、特に地

買問に對してお答えいたします。地方交付税は輕々しく變更すべきものではないと思ひます。從つて、近い將來においてこれを變更する意思はございません。(拍手)

〔國務大臣一萬田尚登君登壇〕

○國務大臣一萬田尚登君 今度地方の赤字の解消に百五十億の地方債が申出るのであります。これについてどうなるのかといふ御買問であります。これは現在すでに借入金になつてゐるのであります。これを一応地毛債の形に変へまして、そして来年に於りまして資金運用部資金で肩がわりする、こういうことであります。これはもう消化することは明白であります。もうすでに貸してある金、それが假勢になつて、来年は肩がわりして現金になる、こういう形であります。これは消化することは確實と思ひます。そして、一方また公債賣が二三百三十億ございます。これについての金の問題があります。しかし、今後の金市場を考へます場合に、特に地毛

○國務大臣(一萬圓貸與) 今般地方の赤字の解消に百五十圓の地方債が支出されるのであります。これについてどうなるかという御質問であります。これは現在すでに借入金になっていゝるのです。ですから、これを一応地帯の債の形に変へまして、そして来年になりまして資金運用部資金で肩がわりする、こういうことではあります。これはもう消化することは明白であります。もうすでに貸してある金、それが破産の債務になつて、来年は肩がわりして現金になる、こういう形であります。金は消化することは確実と思ひます。そして、一方また公債債が二百三十億ございます。これについての消化の問題があります。しかし、今後、金銀市場を考へます場合に、特に地帯

債の形に変えて、そして来年にねら
りまして資金運用部資金で肩がわりす
る、こういうことでありますから、こ
れはもう消化することはいよいよ明
白です。もうすでに貸してある金、それが
債務になって、来年は肩がわりして現
金になる、こういう形でありますから
、それは消化することは確実と思ひ
ます。これは、一方また公債売が二
三十億ございます。これについての
化の問題があります。しかし、今後
金融市場を考えます場合に、特に地

金になる、こういう形であります。それから、これは消化することは随分と思えます。そして、一方また公算債が二百三十億ございます。これについての消化の問題があります。しかし、今後の金融市場を考えます場合に、特に地産

昭和三十年六月十四日 衆議院會議第三十八号 地方財政再建促進特別措置法案の趣旨説明に対する加賀田君の質疑

銀行の資金繰り等を考えます場合に、この二百三十億の消化は私でできると考へております。二十九年度の消化状況から三十年度の消化を言ふのは、金融市場が今非常な変化をいたしておりますから、これは私当らないと考へております。

それから、こういうときに地方の地方債証券公庫という公庫案にとりまして反対するか、こういうことであります。公庫の考えでは、こういう公庫を早く作ることにしまして、どうも地方の財政の再建整備の意欲を鈍らせるおそれが多分にある、自主的努力がどうも欠ける。赤字がある、それをすぐ補う何かのいい方法というやうな行き方は、私は安易に過ぎると思つております。特に公算された地方債の消化並びに償還について、こういうものができるといふことによって國の責任になるおそれも多分にあるのであります。なお、申し上げておきますが、従来地方債は繰上償還で消化をしておつたのでありますから、こういう公庫ができたらすぐ消化がよくなることは限らぬので、やはりこれを繰上償還に基いて消化していく、特に主としてこれは地方銀行等に消化をしてもらふ以外にない。公庫ができても資金がでるわけではないので、こういう意味から、私は、今日公庫を作ることについても賛成をいたしかねて、極力地方の消化をはかることにいたしたいと思ひます。

〔國務大臣川島正次郎君登壇〕
○國務大臣(川島正次郎君) 地方財政の赤字は、二十八年度の決算で四百六十二億あるのであります。これに二十九年度も若干赤字が増すのであります。

が、これはまだ決算がわかりません。そこで、地方財政を健全化するために、まず従来出た赤字をどう処理するかということ、今後再び赤字の出ないやうな財政運用をさせるというこの両面から考へる必要があるのであります。とりあへず、ただいま提案いたしました地方財政再建促進特別措置法案は、従来出ておりました四百六十二億の赤字をたな上げする法案であります。鈴木さんの御議論によりますと、四百六十二億という多額の金があるのに、二百億の赤字債券では、それは追つかないだらうというお話であります。それけれども、四百六十二億のうち約百億は國の直轄工事に対する地方の分担金でありまして、これは天候延期をしております。残りには大蔵省と話がついてあります。従ひまして、残るのは三百六十億であります。このうち二百億だけを赤字債券に振りかへまして、あとの百六十億は大府県よりも市町村に分散いたしておる小額が積つてこようという数字になるのでありますから、これは市町村財政の緊縮によつてこれを解決いたしたい、こういうふうな考えのもとに立案をいたしたわけでござい

ます。三十年年度の財政計画についてのお尋ねがありましたが、財政計画は、鈴木さん御承知の通り、従来、平衡交付金時代におきましては、歳入と歳出とをらみ合せまして、その不足額を平衡交付金で補つておつたのであります。が、昨年制度が變りまして交付税制度になりましてからは、國税に対する一定割合を地方に交付して、その範囲において地方において財政運用をするという建前になつたのであります。二十

九年度の財政計画を基本といたしまして、これに三十年度において当然増加する経費を計算し、一方におきまして、歳入を計算しますと約四百四十億程度の赤字になることは事實であります。しかしながら、全部の府県じやございませぬ。全部の市町村じやございませぬ。赤字の最も多い府県、市町村におきましては、いわば非常時代でありますから、事業その他において極度の制限をしております。この赤字を解消することが必要でありまして、私は、先般、知事會議におきまして、私は、地方の自衛によつて、単独事業の圧縮、旅費、人件費その他すべての圧縮によつてこの四百四十億というものを解消してまいりたいということをお願いいたしておるのであります。私は百四十億が直ちに三十年年度の赤字と考へておられません。これを各公共団体の緊縮政策によつて解決してもらいたいということを念願し、また各地方団体においてもさういふ措置を漸次とりつづめるのであります。従ひまして、三十年度に策定しました地方財政計画といふものは、今日のところ、これがために直ちに結論として赤字が出るとは考へておらぬ次第でございます。(拍手)

○議長(金谷秀武君) 加賀田君。〔加賀田君登壇〕 加賀田君。さういふ提案されておきます地方財政再建促進特別措置法案に對しまして、日本社会党を代表して、總理大臣、大蔵大臣並びに自治庁長官に對して、その主要な問題点をたゞざんとするものであります。戦後民主政治の発展として新しい理念のもとに出現いたしました地方公共団体は、地方住民の福祉増進を究極の目的として、地方自治の確立強化のために、すでに八年余にわたつて努力を続けて参りましたが、その努力にもかかわらず、昨今の地方財政は実に容易ならざる事態に直面しております。すなわち、昭和二十八年度の決算におきましても、今川島自治庁長官が発表された通り、四百六十二億四角の赤字が生じておりました。二十九年度の赤字推定は更に六百億をこすのではないかとわけております。このように、年々増加をたどり、地方財政の赤字の根本的な原因に對して、一政府はどのやうな理解を持たれておるのか。この地方財政再建の措置法案も、今次國會に提出されておきます地方財政に關係のある諸法案におきましても、あるいは本年度の地方財政計画におきましても、さらには後期提出されようといはれております地方自治法の一部改正をわれわれが伝へ聞いても、すべて底に流れておる思想は、地方財政の赤字発生の原因は地方団体の責任に歸すべきものであつて、政府としての責任ではないといふ考え方が一貫しておるやうに思われるが、地方財政の赤字の責任の大半は政府にあるとわれわれは信じております。(拍手)

現在の地方財政における構成は、義務的な経費及び公共事業や國庫補助事業等、國の施策に伴う経費が七五%から八〇%を占めておりました。地方独自の施策による事業はわずかに歳出の五、六%にすぎない現状を考へると、これは、地方財政の赤字の原因の大半は、政府が必要な財源を地方に与えないからであつて、いわゆる地方団体に對する所要の財源措置を政府が極端に

圧縮しておることに起因しておるものと私たちは思ひます。従つて、總理大臣並びに大蔵大臣は、この地方財政が赤字を生じた根本原因をどのやうに考へておるか、この説明に對しては、さういふと思ひます。(拍手)
次に、本法案は、赤字によつて當局前に悩む地方団体の弱点を利用して、政府は地方自治の自主性を不当に侵害するものと、中央集權への道をさらに大きく切り開くおそれがあるといふことであります。赤字団体が議會の決議を経て決定した財政再建計画に對して、政府は自治庁長官を通じて自由条件を付したり、さらには變更を加えて承認するといふ権限を持ち、その上に、再建計画の執行に當つて、財政運営が不当だといふ理由のもとに、地方団体に對して予算の一部執行の停止を命じ、その他いろいろな処置を命令することができるとなつております。全く政府に支配權が握られていくといふことになりまして、そればかりではなく、政府の命令に従わなかつた場合には、財政再建債の利子補給を停止するとともに、地方自治法第二百五十条の自治庁長官の許可權を濫用して、地方債の許可を与えないといふ間接まで設けてあります。更に、地方公共団体の財政窮乏の弱點を利用して、政府の支配權を自治体の中に深く根をおろそうとする、民主政治逆行のおそれるべき内容が含まれておると私は思ひます。(拍手)
そこで、山縣理に質問いたしたいのであります。現行憲法は、帝國憲法と異なつて、民主政治の基礎を築くために、特に地方自治の一章を設けて、地方公共団体の自主獨立性を保障してい

ということはお存じの通りであります。この重大な使命を帯びている地方公共団体の行政に対して政府が変更を命じたり執行停止を命ずるがごときことは、地方自治の本旨を誤るばかりでなく、地方団体の事務の処理、行政執行の機能を侵害して、憲法第九十四条の違反になると思うが、総理大臣はいかに考えているか、この際明らかにしていただきたい、と思います。

次に、川島長官にお尋ねいたしますが、赤字団体の長は二重、三重にこのように政府の権力によってがんじがらめに拘束された財政再建計画に基づいて予算を編成して、地方議会に提出することになります。その場合、ほとんど増額や修正をすることの出来ないような結果となって、地方住民の意思決定機関である議会は事実上予算案の審議決定権を奪われるということになります。従って、それは地方自治法第九十七条の議会の増額決議権を制するものであって、私はおそれるべき地方自治に対する自治の魔の手が差し伸べられるものと習わざるを得ないと思うのであります。それはかりでなくして、教育委員会においても同じく予算の送付権が事実的に喪失して、教育委員会法第五十六条が空文化してしまいます。教育行政そのものの独立性を侵すことになると思うが、自治庁長官はいかに考えておられるか、この際その所見を明らかにしていただきたいと思ひます。

なっております。先般の選挙を通じて、政府は、減税を公約して、今国税に対して少々の減額を行なつて、公約完全実施の宣伝をいたしておりますが、その裏から地方団体の手を通じて増税を強要するがごときことは、私は国民を欺瞞するものではないかと思ひます。大蔵大臣の御所見をお伺いいたします。

財政再建は、かかる増税と、職制の改廃による地方公務員の首切りと、そして経費の節減を前提として、政府は赤字公債分として五十億円、首切り公債六十億円、地方公債償還五十億円、財政再建債の利子の一部を補給することによつて、赤字を解消し、予算の均衡を保持する計画を立てねばならないようになつておりますが、果してこのような三つの政策によつて地方財政の健全化が達成できると川島長官は思はれてゐるのかどうか、単なる金融的措置にのみとどまらず、抜本的対策を行う意思があるかどうかを、この際明確にしたいかと思ひます。

長官は、去る三月三十日の参議院地方行政委員会におきまして、秋山長造君の、地方財政の財源を増すために交付税を何パーセントくらい引き上げる見当ですかとの質問に対して、五パーセント明確に答へられております。五パーセントに答へたというところが川島長官によつて訂明されておりますが、その後現在まで何らの具体的実行案も現われておりません。依然として二二％に据え置かれております。自治庁は大蔵省に対していかなる努力を払われたか、そうしてその結果がどのようなものになつたか、この詳細に対して、この際事実を明確に発表していただきたいと存じます。

先般、同派社会党が、地方の赤字財政は政府と地方自治体がお互いに理解と協力体制を整えて助け合ふなければ解決できないと、当面の財源処置として長官が説明されたと同率の二七％に引き上げる改正案を提出いたしました。長官は今もなお二七％引き上げるべきが妥当であると信じておられるかどうか、もし妥当だと信じられておられるならば、同派社会党の提出しております二七％の改正案に賛同される意思があるかどうかを明確にしたいかと思ひます。(拍手)

最後に大蔵大臣に質問いたしますが、地方財政の現状から、自治庁長官は、大蔵大臣に対して、交付税率の引き上げこそ赤字に苦しむ地方公共団体を救うた一つの当面の政策であるとして強く主張して交渉されたか、なぜか全国的な地方団体の要望にこたへては惜しげもなく膨大な増額を無条件で認めた大蔵大臣が、国民生活と直結した交付税の手を差し伸べようとならないのか。なお、一般公債が例年よりも増加され、その上再建債が加わったため、一般金融機関はとうとう公債償還の能力が乏しくなつてゐるというところから、この公債償還を引き受けるための機関として自治庁長官は地方債証券公庫を設置しようとしたが、大蔵大臣並に大蔵省の強い反響にあつて実現しなかつたといわれている。大蔵大臣は、いかなる理由によつて、公債償還の責任をはたさうとした地方債証券公庫の設置に反対されたのか。この際この点を明確にされたか、この際この点を強く要求いたしまして、私の質問を終る次第であります。(拍手)

〔国務大臣 鳩山一郎君登壇〕
○国務大臣 鳩山一郎君 御質問にお答えをいたします。

第一に、この法案が憲法に違反せずという点について申し上げます。この法律案は、赤字に悩む地方財政の再建のために必要な限度で政府が一定範囲の調整を行おうとするものでありまして、地方自治の本旨を害するものとは考えません。(拍手)むしろ、その意味で地方自治の確立をはかろうとするものであります。これによつて憲法第九十四条で認められた地方公共団体の権能を害するものではないと考えます。

次に、御質問の中に、国の財政の運営が赤字の原因になつてはいしなかつたかという点にお話をいたしました。赤字の原因についてはいろいろあります。地方行政の制度とかに根ざすものもあるし、国及び地方団体の財政運営にも原因があると思ひます。御質問の通り、国の財政運営が完全ではなかつたことは認めなくてはならないと思ひます。それらにつきまして、地方財政計画が現在の財政運営と遊離して財政措置をやつたという点については赤字の原因があると思ひます。これらの原因を除去することが将来に課せられた問題であることは、もとより当然であります。(拍手)

○国務大臣 〔高田岡登壇〕
御質問の一つは、地方公共団体の赤字が国の方の責任ではないかということであり、この地方公共団体の赤字の原因は、私が申し上げるまでもなく、たくさんあると思ひます。これは地方側にもあります。ですから、まずこの赤字の原因をよく突きとめて、そうしてこれを直していかなくてはならないと私は思つております。中央といたしましては、今日の財政でできるだけの財源を差し上げようと考えております。ところが責任があるという問題がなかつて、私の考えでは、中央と地方とが協力してこの赤字を解消していく、こういう方向にあるべきだと考えております。(拍手)

それから、地方に対して大蔵大臣として非常に冷淡であるかのようなお話をあつたのでありますが、そういうことは絶対ないものであります。むしろ、財源のうちから今回もできるだけ税を差し上げたことは申すまでもありません。

なお、従来の赤字についても特別の措置を講じたわけであるのであります。ただ、今回の赤字に対する措置のうちで、地方側に依存しておるもの、消化がどうかという問題であります。この点については先ほど詳しく申し上げた通りでありまして、私は十分市場で消化をするという確信のもとに立つております。従ひまして、特に公庫を作ることについてはありません。なお、地方の税のことについて、これは自治庁長官からお答えがあるのが適当であるのでありますが、これも別に増税をしようというわけではないのであります。できるだけ経費の節約をして、なおかつ及ばぬ場合は税を増して

昭和三十年六月十四日 衆議院會議録第二十八号 地方財政再建促進特別措置法案の趣旨説明に対する門司君の質問

もよう、こういふことになつておるのであります。(拍手)

【國務大臣川島正次郎君登壇】

○國務大臣川島正次郎君登壇 赤字の原因につきましては、総理大臣並びに大蔵大臣から御説明があつた通りでありまして、終局いたしますと、この数年間にわたつて各地方団体が自分の負担能力以上の仕事をしたということでありまして、これに過ぎません。これは、國の責任に属すべきものもありまして、また地方の責任に属する点もあるものであります。そこにおきまして、今回の責任におきまして地方財政再建促進特別措置法を出しまして、御審議を願つておるわけでございます。

この法案によれば中央集権化ではないかという御質問でありますけれども、從來、地方自治法におきまして、財政に關しましては監督権の権限が自治庁長官にあるのでございまして、それをここに特に取り上げて書いていただけをいふことは、内容につきましては大した変更はないのであります。しかも、從來、各公共団体というものは、その年度々々だけの運営をいたしまして、長期にわたる計画的な財政計画をしないといふところに欠陥があるのでございまして、今回、この再建促進法によりまして、約七カ年間にわたる長期の財政計画を立てまして、この財政計画が四週に運用できない際には、特に自治庁長官がこれを監督するといふ規定でありまして、これなくしてはとうてい地方財政の再建はできないのでございまして、決して中央集権化のためにやつておるのではないのでござい

また、教育委員会の独立性についてのお話がありましたが、教育委員会のことについては、この法案は全然触れておりません。

それから、三月三十日、衆議院の地方行政委員会において、私が交付税を五割引き上げたからやうやうという説明をしたといふお話でありましたが、これはよくお調べ願へばわかるのでありまして、決してやういふ説明はいたしてありません。おりませんのみなならず、元来、かりに地方交付税を引き上げるのと二七割にするのはいのちかといふことは、現在の地方財政の状況では全く見当がつかぬのであります。つかないからして、この地方財政再建促進特別措置法によつて各地方で再建計画を立てて、その上に計算すれば、果して地方財政はどれだけ足りないかといふことがはつきりわかるのでありまして、その点から言ひまして、この法案の成立はぜひ必要だといふことに相なるのでございまして。(拍手)

○議長(谷壽夫君) 門司君。

【門司亮君登壇】

○門司亮君 私は、ただいま議題になつております地方財政再建促進特別措置法案に對して、大蔵大臣並びに自治庁長官、さらに内閣総理大臣に、社会党を代表いたしまして、きわめて簡単に御質問を申し上げて、詳細は別途委員会において十分お聞きしたいと思ひのでございまして。

今までの同僚各位の御質問に對して政府の答へられておりますことは、いずれも抽象的であつて、實際の問題に離れておりません。地方の財政の赤字をなくしようといふことは、やはり赤字のよつて来た原因を十分探究して、これをなくするのたまために努力をする特別の考え方がなければ、幾らこつちう法案を出しになつても何にもならないのであります。そこで、政府は、今お聞きいたしておりますと、若干國にも責任はある

が、しかし大部分は地方の自治体の責任である、ことに川島長官のごときは、地方の自治体が柄にもない仕事をすることから赤字が出たんだといふやうな言ひ道断のことを言われておる。(拍手)今日の地方自治体は、戦争中からさらに敗戦の今日に至るまでの荒廢し切つた地方自治体のすべての機構を完全にするためのには、仕事をやり過ぎたところではないのであつて、まだ幾多の財源がなければこれがやれないといふことは、政府の当初予算において各省が出して参りました事業計画をくらんに比べればよくわかるはずである。あれだけの膨大な予算がなければ、地方の自治体の完全なる運営はできないのである。地方の自治体といふことは、これはすべて國の仕事であるといふことに間違ひがないのである。私は、これを地方の自治体が仕事をやり過ぎたと言はれるやうなことは、遺憾千萬でございまして。(拍手)

以下、私は、今日の地方財政の赤字の原因のよつて来たものを二、三申し上げまして、政府の所信をたがしたいと思ひます。

今日の地方の赤字を来たして参ります最大の原因は、昭和二十四年の税制改革並びにシャープの勧告、さらにドッジ・ラインによる財政規模の縮小がその原因である。事実を申し上げますならば、昭和二十四年まで、片山内閣當時において、當時の配付税は所得税と法人税の三三・一四を配付に必ず配付しなければならぬとして、これは自主財源として与へておる。これは、時の自由党の政府が、一六・二九といふやうに、ついにあのドッジ・ラインによつて切り下げたために、自主財源を大幅に失つたといふところに最大の原因がある。(拍手)そして、この自主財源を失つと同時に、シャープ勧告

による地方財政平衡交付金という調整財源に今日の地方財政の赤字の大きな原因があるといふことを知つてもらいたい。(拍手)

この原因が一つとなつて参りました結果が、一体どうなつて参りました。それは現在の島山内閣総理大臣の出された地方財政に対する報告書に明確に書いてあります。地方財政の赤字の出たのは、昭和二十五年、四つの県と三百数十の市町村で、五十一億の赤字が出ております。これが二十六年、七年、八年と續いて参りまして、ついに二十八年の決算におきましては、三十九府県、千四百の市町村の赤字の累計は、四百六十二億といふ膨大な数字になつておる。これが今日の赤字の原因でございまして。

しかも、その最も大きな原因は、それなら一体どこにあるかと言へば、まず、私が今申し上げましたやうに、自主財源を取り上げて調整財源に切りかえたといふ政府の二つの施策。その次に、政府が三百有餘の種類の及ぶ補助金を地方に交付いたして参ります。この補助金の額が地方の實際に合わなかつたといふことが一つの大きな原因。その次に、補助金並びに國の負担金、分担金が、適切な時期に必ずしも地方の団体に交付されておりません。本年度においても、ごらんなさい。三月末まで調べてごらんない。当然地方に行くべき補助金の三割以上といふものがまだ残つておるはずである。地方は、その間は、どうしても市中銀行からやりくりをして金を借りなければならぬ。そこには必ず利息がついておる。その次に問題になつておりますものは、この分担金が適切な時期に払われなかつたといふことと、さらにデフレによる極度の金融引

き締めから来る地方公共団体の金融の円滑でなかつたといふこと、いわゆるつなぎ融資が円滑でなかつたといふこと。この三つの大きな原因は、私が言ひますまでもなく、昨年の八月十三日の閣議において時の自治庁長官であつた塚田十一郎君がはつきりこれを申したと新聞は伝えておりました。

さういふことを考えて参りますときに、今日の地方財政の赤字といふものは、あつて政府の財政処置の誤りであるといふことを私ははつきり申し上げたいと思ひます。それは、これに對して、大臣は一体この事実を肯定されるかどうか、この点をはつきり御答へ願つておきたいと思ひのでございまして。(拍手)

さらに、その次に申し上げておきたいと思ひますことは、さういふ事態であつて、自主財源がだんだんなくなつて参りました。ことに自主財源の問題でもう一百はつきり申し上げておきます。それは、去年の議會で入場税を國に取り上げて、そしてこれを地方の財源を円滑にするために地方税とするにされたそのときに、國はこの財源を取り上げたそのことによって税率が非常にたくさんでございまして、従つて税率は半分に下げてもいいといふことが、あの自由党と民主黨の合作により、いふゆる當時の五〇％の税金を二五％に下げた原因であり、説明であつたところ、その後、今日の實際はどうなつて参りますか。國がこれを取り上げて参りますから、多くを申し上げる時間がありません。多分、私の委員会では、税事を半分に下げたことのために本年度において八十億の減税になりましたといふことをはつきり言つておる。さういたしますなら

ば、従来自主財源として地方に与えられておりました八十億の財源が、完全に国のために取り上げられておるのである。これは財政処置の大きな誤りであり得る。これらの事実を一体お認めになるかどうかということでございます。

さらに、私は、今日この法案全体を見てみますときに、最も遺憾に考へておりますのは、いろいろ同僚各位から聞かれておりますので重複することといたしますが、私が大蔵大臣に聞こうといたしますのは、この問題に対して政府が当然責任を持つべきにもかかわらず、法案全体を通じて政府が実質的に地方の公共団体に援助をいたしたるものは、三十九年度の赤字によつて、さらに三十九年度の予算面から見ますならば、単に二百数十億の短期公債を長期に切りかえることのための利息の補給が、七千五百万円ばかり実質的に保証されることになっております。

しかも、この法案によりまして、六分五厘以上八分五厘までの間の利子の補給をするとしておりますが、今日まで、日本の情勢の中において、こういう処置をとられたのが二つあります。一つは農業団体の再建整備法、これは農民の出資の形において、一応借金をたな上げにして、あの苦境を一応切り抜けております。もう一つありますのは、農機具の再建整備法でございます。この法律は、戦後非常に金融界の苦しかったときに、預金は全部第二封鎖として払い戻しを法律をもって禁止して、その間に銀行の建て直しをするというところが、これに対して今日まで政府が援助いたしておりますのは、私の調査によりますならば百六十二億に相当しているのでございます。さらに、

昨年問題になって参りました造船利子補給の法律は、御承知のように、五分以上のものに対して政府が利息を保証している。これら、民間の、こういう金融関係、あるいは大きな財閥、会社等に對しては、惜しみなく政府は財政援助をいたしておりますが、政府の責任においてできた地方公共団体の赤字に對しては、三十九年度においてわずかに七千五百万円というところは、あまりに地方公共団体をいじり過ぎはしないかと思ひます。一体、大蔵大臣は、これに對してどういふお考えをお持ちになつてゐるか、この点を明確にしておいていただきたい。(拍手)

最後に、私が総理大臣にお伺ひしておきたいと思ひますことは、総理大臣が、五月二十八日は私は記憶してありますが、委員会において、社会党の北山君の、政府は三十九年度以後において地方財政計画に赤字の出ないという基本的な方針があらひなかつたかという質問に答へて、遺憾ながらまだそういうものはございませんという答弁をされてゐるのじやないかと、また、総理大臣が、総理大臣がこの心境にまだお変わりがないといたしますならば、また、事実上そういうものができていないといたしますならば、私が先ほどから申し上げておきますように、この原因を探究して、将来絶対に地方の公共団体に赤字ができないというふうな財政の基礎が固まらないうちに、どういふ法案を提へてお出しなつても、来年度から、再来年度から、どんどん赤字団体ができてくるということになつて参りますから、日本じゅう全部の地方公共団体が準禁治産となつていふやうな、全く民主主義と義理の形になつていふと思ひます。もし、総理大臣が、あの委員会においてお話になつたやうな、三十九年度以後に

おいて十分なる処置はまだできていないというお考えであるといふことは、適切ではないかと考へるが、この点に對する総理大臣の御答弁をお伺ひしたいと思ひます。(拍手)

○國務大臣(鳩山一郎君) 答へをいたします。私は、本法案の提出によりまして、赤字に悩む地方の財政が救ひ得ると思ひます。再建のために必要な限度で、政府が一定の範囲内の調整を行わんとするもので、将来赤字の出ないようにはできるだけの努力を払ひたいと思つております。まあそれでいいでしょう。(拍手)

○國務大臣(一萬田尚登君) 答へを申します。地方公共団体の赤字の原因につきましては、たゞいまの御質問になるやうなところだけ御説明になつたやうであります。が、これは、私、たとへば給与費などにかつて今調査しておりますけれども、地方財政を赤字にしてゐる大きな理由は、このところにあると思ひます。先ほどのお話で、補助金が総花になつて薄くなつておる、従つて公共団体の持ち出しが多い、これが赤字の一つの原因である、これは私もやはりそう思ふので、この補助金をできるだけ整理したいし、それから重層的に置きたいと思ひますが、これはなかなかかむすかしいです。(笑)

それから交付金ですが、交付金に変わったことが赤字の一つの大きな原因、これは私はちよつと意見が違つておるであらう、平衡交付金みたに、これを地方の財政が幾ら膨張しても、これを國が平衡交付金でまかなうというやうな形にしておけば、地方財政は幾らでも膨張すると思ひます。今度はこれを交付

金という形にして、これだけで地方財政を十分やつてほしいというところ、地方財政の健全化が期待できるのではないかと、私はさういふふうに考へておるわけであり得る。(拍手) こういう点については意見を異にしますが、それにたいしては、これはほんとうに大事なことでありますので、責任といつたところでしやうが、ありません。ですから、地方も中央も一緒に、それぞれ責任があるところは、とつて、それぞれ協力して、一日もすみやかに地方財政の再建をはかるというところに邁進したい、かように考へております。(拍手)

それから、金利のことで、七千五百万円くらい計上して小さいじやないかとおっしゃいましたが、これは六分五厘にいたして、八分五厘との間の差額を補給することにしたのであります。これは単に金利だけが國の援助ではないのであります。地方公共団体の赤字に對しては、各般のことで國も協力をして、援助をしなくてはならぬ、金利はさういふことでよろうである、金利はさういふことを組んでゐるものであります。さういふ御了承を願ひます。(拍手)

○國務大臣(川島正次郎君) たいだいまのお話で、三十九年度で國はわずか七千五百万円だけしか犠牲を払はなかつたけれども、今度の再建促進法によりまして二百億圓といふものをたな上げるのであります。今日地方財政が困つてゐるのは、この赤字を、きつめて短期に、地方銀行で繰り返し繰り返して、一般の地方債募集にも圧迫を加えておられますし、かつ元利金の支払いに困つてゐるのであります。この二百億といふもの

を七年の長期にたな上げますれば、地方財政といふものはすつきりした姿になるのであります。これを國の責任においてやういふものでありますから、國の負担といふものは単に今年度の利子補給七千五百万円だけではないといふことをはっきり申し上げておきます。(拍手)

○議員(森谷秀次君) 門司君から再質問の申し出が有ります。残りの時間は三分ほどでありますから簡単に願ひます。門司君。

○門司君 答へ。ごく簡単に再質問いたしたいと思ひます。私は先ほどから再質問の必要を感じておつたのであります。が、総理大臣はきつめてからでも御不自由でございまして、総理大臣の所信を聞くために私は特に遠慮を申し上げておきました。それは、私が聞かんとするのは、地方財政を確立するといふことについての意見は別段変わりがない、しかし、財政の問題として再建整備をしよと考へるには、基本の問題として将来赤字が出ないという方針を立てられなければ、この法案を出しになりまして、いたすにさういふ適用を受ける地方の公共団体をこしらへるだけである、いわゆる半身不随といふか、準禁治産のやうなものをこしらへて参りました。日本の自治行政といふものが破壊される危険性があり得ますから、その基礎となる三十九年度以降の地方財政計画が十分立つておるかどうかが、これを私は聞いておるのであります。もしこの計画が立たないといふならば、先ほど申し上げた私の意見の通りにして、ぜひこれを撤回されることが私はこの際望ましいのです。さうして、さらに十分これを御考慮願ひまして、これならば将来地方の公共団体に赤字が

昭和三十年六月十四日 衆議院會議第二十八号 議長の報告

出ないといふ十分な目安と確信のつきまじったときにこのうい法案を出しになることが私は望ましいと思ふから、この法案の撤回を總理大臣に求めたのであります。この御答弁がございましたので、はなはだお氣の毒ではございますが、もう一応御答弁を煩わしたいと思ふます。(拍手)

○國務大臣(鳩山一郎君登壇)

○國務大臣(鳩山一郎君) このたびの法律案のうちには、再建のため必要限度で、政府が一定の範囲内の調整を行わんとするものでありまして、調整せる赤字についての一応の整理と、それから将来赤字が累積しないように、両面を含んだものでありまして、現在において適切な法案だと思ふますので、撤回する意思はございません。(拍手)

○議長(金谷秀次君) これにて質疑は終了いたしました。

○長谷川四郎君 恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案の趣旨説明は延期し、本日はこれにて散会せられんことを望みます。

○議長(金谷秀次君) 長谷川君の動議に御異議ありませんか。

○議長(金谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて動議のごとく決しました。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時二十分散会

出席國務大臣

内閣總理大臣 鳩山 一郎君
大蔵大臣 一 益田尚登君
文部大臣 松村 謙三君
運輸大臣 三木 武夫君
労働大臣 西田 隆男君
建設大臣 竹山 太郎君
國務大臣 川島 正太郎君

出席政府委員

内閣官房長官 根本龍太郎君
内閣官房副長官 松本 龍藏君
法制局長官 林 修三君
自治庁財政部長 後藤 博君
法務政務次官 小泉 純也君
外務政務次官 岡田 直君
大蔵政務次官 藤枝 泉介君
大蔵省理財局長 野田 泰二君
農林政務次官 吉川 久衛君
通商産業政務次官 島村 一郎君

閣議を省略した報告
一、去る十一日益谷議長は鳩山内閣總理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。
厚生省医務局長 高田 浩運
文部大臣官 田中 彰
房総務課長 大蔵省主計 北島 武雄
同税関部長 鳩山内閣總理大臣から益谷議長宛、去る二日議長において承認した。同本情及び去る十一日承認した高田浩運、田中彰を本日それぞれ政府委員に任命した旨の通知を受領した。
一、鳩山内閣總理大臣から益谷議長宛、去る九日議長において承認した大堀弘を昨十三日政府委員に任命した旨の通知を受領した。
一、去る十一日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。
内閣委員 三浦 一雄君
大蔵委員 山本 象吉君
文教委員 小川 豊明君
文教委員 山崎 始男君
一、去る十一日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。
内閣委員 床次 徳三君
大蔵委員 福田 超夫君
山崎 始男君
文教委員 小川 豊明君

一、昨十三日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

外務委員 戸田 均君
文部委員 岡田 春夫君
社会労働委員 伊藤 輝一君
神田 大作君
農林水産委員 山下 榮二君
農林水産委員 久保田 豊君
運輸委員 田中 利勝君
予算委員 永山 忠則君
高村 坂彦君
井堀 繁雄君
一、昨十三日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。
外務委員 高村 坂彦君
文部委員 久保田 豊君
社会労働委員 永山 忠則君
田中 利勝君
農林水産委員 井堀 繁雄君
農林水産委員 久保田 豊君
運輸委員 田中 利勝君
予算委員 永山 忠則君
高村 坂彦君
井堀 繁雄君

一、昨十三日予備審査のため次の本院議員提出案を衆議院に送付した。

国民健康保険法の一部を改正する法律案(山下春江君外五十四名提出)
国民健康保険法の一部を改正する法律案(大蔵委員提出)
一、去る十一日予備審査のため次の本院議員提出案を衆議院に送付した。
租税特別措置法の一部を改正する法律案(大蔵委員提出)
登録税法の一部を改正する法律案(大蔵委員提出)
農協協同組合中央会が不動産に関する権利を取得する場合における登録税の臨時特例に関する法律案(大蔵委員提出)
中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案
商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案
中小企業信用保証法の一部を改正する法律案
一、去る十一日予備審査のため次の本院議員提出案を衆議院に送付した。
租税特別措置法の一部を改正する法律案(大蔵委員提出)
登録税法の一部を改正する法律案(大蔵委員提出)
農協協同組合中央会が不動産に関する権利を取得する場合における登録税の臨時特例に関する法律案(大蔵委員提出)
一、昨十三日予備審査のため次の本院議員提出案を衆議院に送付した。
国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案
一、昨十三日委員会に付託された議案は次の通りである。
国民健康保険法の一部を改正する法律案(山下春江君外五十四名提出、衆議院第一五五号)
国民健康保険法の一部を改正する法律案(木崎茂男君提出、衆議院第一六六号)
以上三件 社会労働委員会 付託
一、昨十三日予備審査のため衆議院から送付された議案は次の委員会に付託された。
国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案(千葉信君外五十二名提出、衆議院第一〇号)予
内閣委員会 付託

一、昨十三日予備審査のため次の本院議員提出案を衆議院に送付した。

国民健康保険法の一部を改正する法律案(山下春江君外五十四名提出)
国民健康保険法の一部を改正する法律案(大蔵委員提出)
一、昨十三日予備審査のため次の本院議員提出案を衆議院に送付した。
租税特別措置法の一部を改正する法律案(大蔵委員提出)
登録税法の一部を改正する法律案(大蔵委員提出)
農協協同組合中央会が不動産に関する権利を取得する場合における登録税の臨時特例に関する法律案(大蔵委員提出)
一、昨十三日予備審査のため次の本院議員提出案を衆議院に送付した。
国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案
一、昨十三日委員会に付託された議案は次の通りである。
国民健康保険法の一部を改正する法律案(山下春江君外五十四名提出、衆議院第一五五号)
国民健康保険法の一部を改正する法律案(木崎茂男君提出、衆議院第一六六号)
以上三件 社会労働委員会 付託
一、昨十三日予備審査のため衆議院から送付された議案は次の委員会に付託された。
国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案(千葉信君外五十二名提出、衆議院第一〇号)予
内閣委員会 付託

昭和三十一年第三種郵便物認可
三月三十一日第三種郵便物認可

定価 一部 十五円
発行所 東京市千代田区本町一五
大蔵省印刷局
電話九四四三